20

はちしん相続定期預金「つなぐ想い」

平成28年 4月 1日現在適用中

		はちしん相続定期預金「つなぐ想い」
1	商品の名称	スーパー定期 スーパー定期300 大口定期預金
	お預け入れいただける方	・ 個人(個人事業主を除く)のお客さまで以下に該当される方
2		金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内
		に相続により取得した金額を原資としてお預け入れいただける方
3	お預け入れ期間	・3ヶ月、6ヶ月、1年、3年、5年の自動継続扱いとなります。
	お預け入れ	
4	(1)お預け入れ方法	・ 一括お預け入れです。
	(2)お預け入れ金額	・ 相続により取得した金額の範囲内
		当金庫で相続手続きをされた方は、お預け入れ金額に払戻し預金の全部ま
		たは一部を含めてください。
'		相続により取得した不動産や株券等の換金代金のお預け入れも可能です。
		既に当金庫にお預け入れの相続人様名義の預金(相続によるものではない)
	/ / / - / / - / / - / / - /	もの)でのお預け入れはできません。
	(3) お預け入れ単位	· 1円単位
	(4)預入形式	- 通帳式、証書式、総合口座
5	払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
	お利息	次の金利を初回満期日まで適用します。
	(1)適用金利	・ 3ヶ月 店頭表示金利 + 0.400%
		・ 6ヶ月 店頭表示金利 + 0.200%
		・ 1 年 店頭表示金利 + 0.100% ・ 3 年 店頭表示金利 + 0.130%
	 (2)利払方法	・ 5 年 店頭表示金利 + 0.200%
6	(3)計算方法	※ 店頭表示金利については、窓口でお問い合わせください。
	(O) DI JI /J/A	※ 優遇金利の適用は初回満期日までとし、満期後はご継続時の店頭表示
		金利にて自動継続されます。
		・満期日以後に一括して支払います。
		・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算で行います。
		・複利型の場合は6ヶ月毎の複利計算で行います。
		①本人確認資料
		②印鑑
		以下の書類は写しでもかまいません。
		③金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類
		(例:金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳と計算
		書等)
7	 お持ちいただくもの	④お預け入れされる方が相続人であることが確認できる書類
'	0014-20-7-7-7-7-002	(例:預入者と被相続人の名前が確認できるもの)
		・戸籍謄本
		・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)
		・金融機関に提出した相続依頼書等
		⑤ お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類
		(例:金融機関に提出した相続依頼書等、遺言書(公正証書遺言または自筆
		証書遺言で検認済みのもの)、被相続人名義の解約済通帳と計算書、

7	お持ちいただくもの	金融機関発行の領収書の写し) ※当金庫で相続手続きをされた方は、原則として①・②のみ。他の金融機関 での相続手続きで遺産分割協議書がある方は①・②と遺産分割協議書の写 しをお持ちください。
8	税金	 ・お利息は源泉分離課税となり、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用された場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9	手数料	・不要です。
10	付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます 貸越利率は担保定期預金の約定金利にO.5%上乗せした利率が適用されます。 ・マル優のご利用ができます。
11	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧 表」に基づき計算してお支払いします。
12	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
13	苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時30分 電話:0120-939-853)にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時~17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14	その他参考となる事項	 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。 金利環境等の変化により、金利等のお預け入れ内容の変更やお取扱を中止させていただく場合があります。 その他のお取り扱いは、各定期預金のお取り扱いに準じます。